

プレジャーボート所有者の皆様へ プレジャーボートの係留に係る 規制について

～マリンレジャーの健全な振興に向けて～

- 規制強化による適正保管のため、有田・御坊・日高地域（有田郡～日高郡）の沿岸において係留に関する規制区域を指定します。

1. 「放置等禁止区域」の指定に係る規制（平成22年5月1日から適用）

湯浅広港、由良港、日高港の公共水域等において、港湾法の規定による放置等禁止区域を指定し、強制撤去等の規制強化を図ります。

なお、指定した区域内でみだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置（許可を受けず船舶を係留保管すること）すると、港湾法により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

2. 「重点調整区域」の指定に係る規制（平成22年5月1日から適用）

プレジャーボート隻数に比べ係留保管場所が不足し、その調整を図る必要がある区域を重点調整区域に指定します。

この区域に係留するプレジャーボートの所有者は、氏名等を届出なければなりません。

届出期間は、平成22年5月1日から平成22年7月31日です。（土・日・祝日除く）

届出を行わず、県の指導等に従わない場合は、所有者の氏名を公表し、所有者が不明のプレジャーボート等については撤去等の措置を行います。

係留保管場所が十分確保された場合は、重点調整区域を解除し、放置等禁止区域に切り替えます。

次の船舶は規制の対象外となります。

- ・国又は地方公共団体の所有する船舶
- ・漁船法第2条第1項に規定する漁船（漁船登録を受けた船舶）
- ・専ら海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- ・専ら港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- ・専ら内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- ・しゅんせつ船その他の作業船

- 係留保管場所の早期確保のため、係留保管施設の整備促進、低利用施設の活用、民間活力の導入等の施策も併せて進めます。

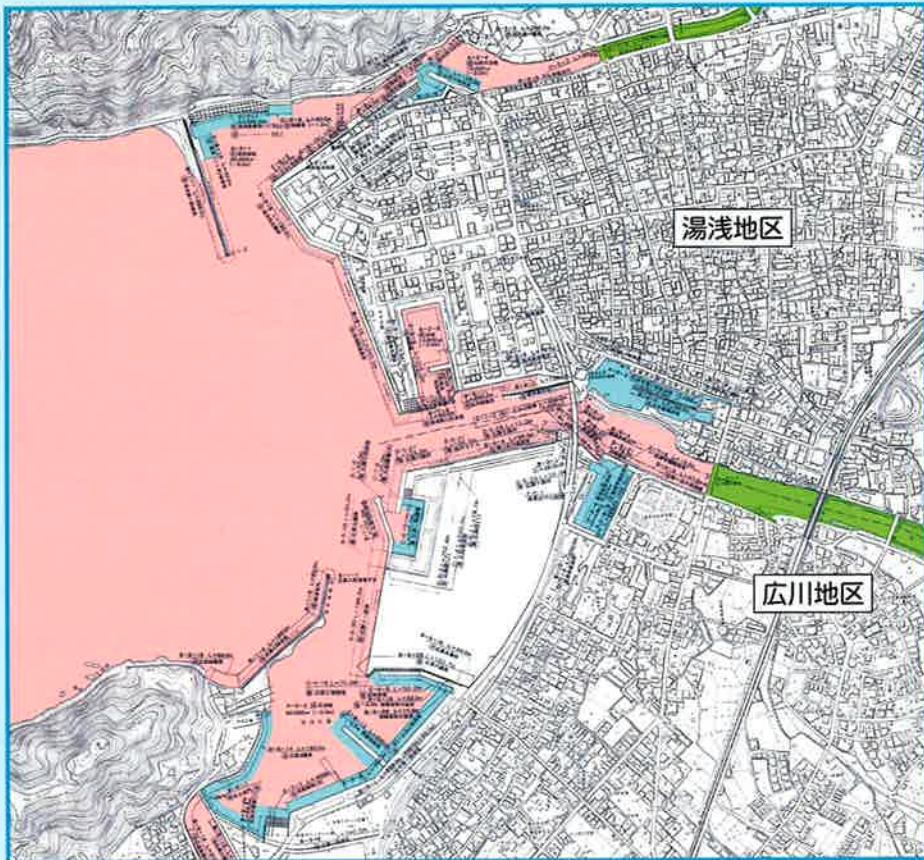
重点調整区域内での届出は
必ず期限内に提出して下さい。

規制区域の指定状況は
裏面を御覧下さい。



放置等禁止区域及び重点調整区域指定図

有田振興局建設部



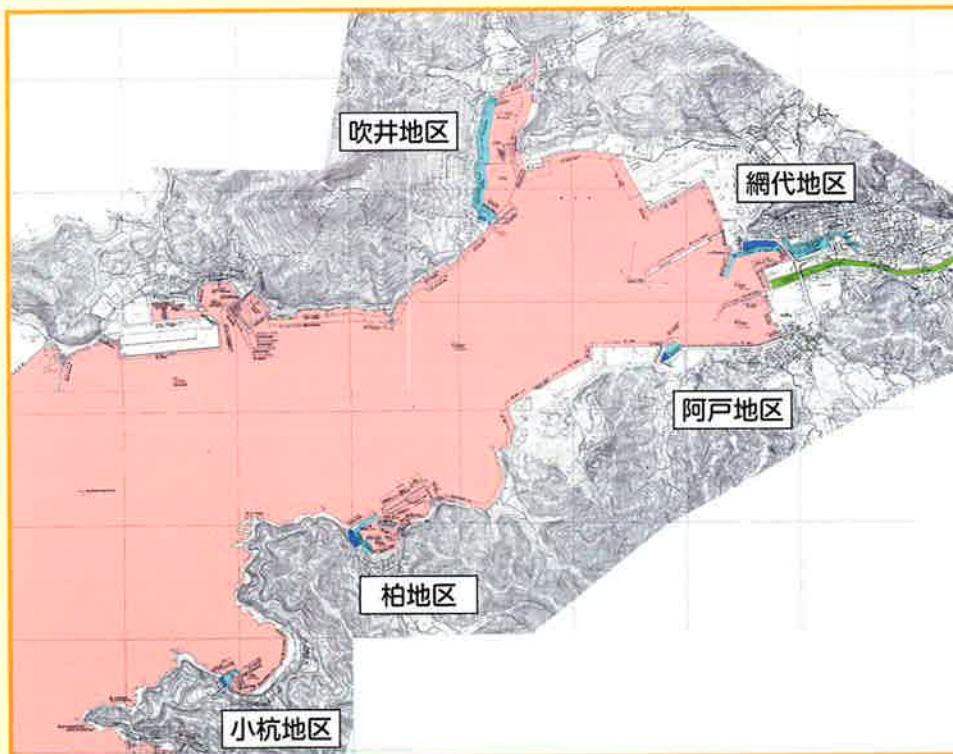
湯浅広港

凡 例

放置等禁止区域
港 湾 区 域
漁 港 区 域 (各管理者で指定済み)

重 点 調 整 区 域

港 湾 区 域
港 湾 隣 接 地 域
河 川 区 域



日高港

塩屋地区

日高振興局建設部

由良港

詳しくは、和歌山県の下記ホームページを御覧下さい。
届出様式、提出書類、届出先、記載例も掲載しています。

問い合わせ先

プレジャーボート対策の方針に関するこ

- 和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 TEL.073-441-3163
河川・下水道局 河川課 TEL.073-441-3132

届出等の諸手続に関するこ

- 有田振興局建設部 用地・管理課 TEL.0737-63-4111
- 日高振興局建設部 用地・管理課 TEL.0738-22-3111

プレジャーボート所有者の皆様へ プレジャーボートの係留に係る 規制について

～マリンレジャーの健全な振興に向けて～

- 規制強化による適正保管のため、田辺・西牟婁・串本地域（西牟婁郡～東牟婁郡）の沿岸において係留に関する規制区域を指定します。

1. 「放置等禁止区域」の指定に係る規制（平成22年5月1日から適用）

文里港、日置港、袋港、大島港、古座港の公共水域等において、港湾法の規定による放置等禁止区域を指定し、強制撤去等の規制強化を図ります。

なお、指定した区域内でみだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置（許可を受けず船舶を係留保管すること）すると、港湾法により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

2. 「重点調整区域」の指定に係る規制（平成22年5月1日から適用）

プレジャーボート隻数に比べ係留保管場所が不足し、その調整を図る必要がある区域を重点調整区域に指定します。

この区域に係留するプレジャーボートの所有者は、氏名等を届出なければなりません。

届出期間は、平成22年5月1日から平成22年7月31日です。（土・日・祝日除く）

届出を行わず、県の指導等に従わない場合は、所有者の氏名を公表し、所有者が不明のプレジャーボート等については撤去等の措置を行います。

係留保管場所が十分確保された場合は、重点調整区域を解除し、放置等禁止区域に切り替えます。

次の船舶は規制の対象外となります。

- ・国又は地方公共団体の所有する船舶
- ・漁船法第2条第1項に規定する漁船（漁船登録を受けた船舶）
- ・専ら海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- ・専ら港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- ・専ら内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- ・しゅんせつ船その他の作業船

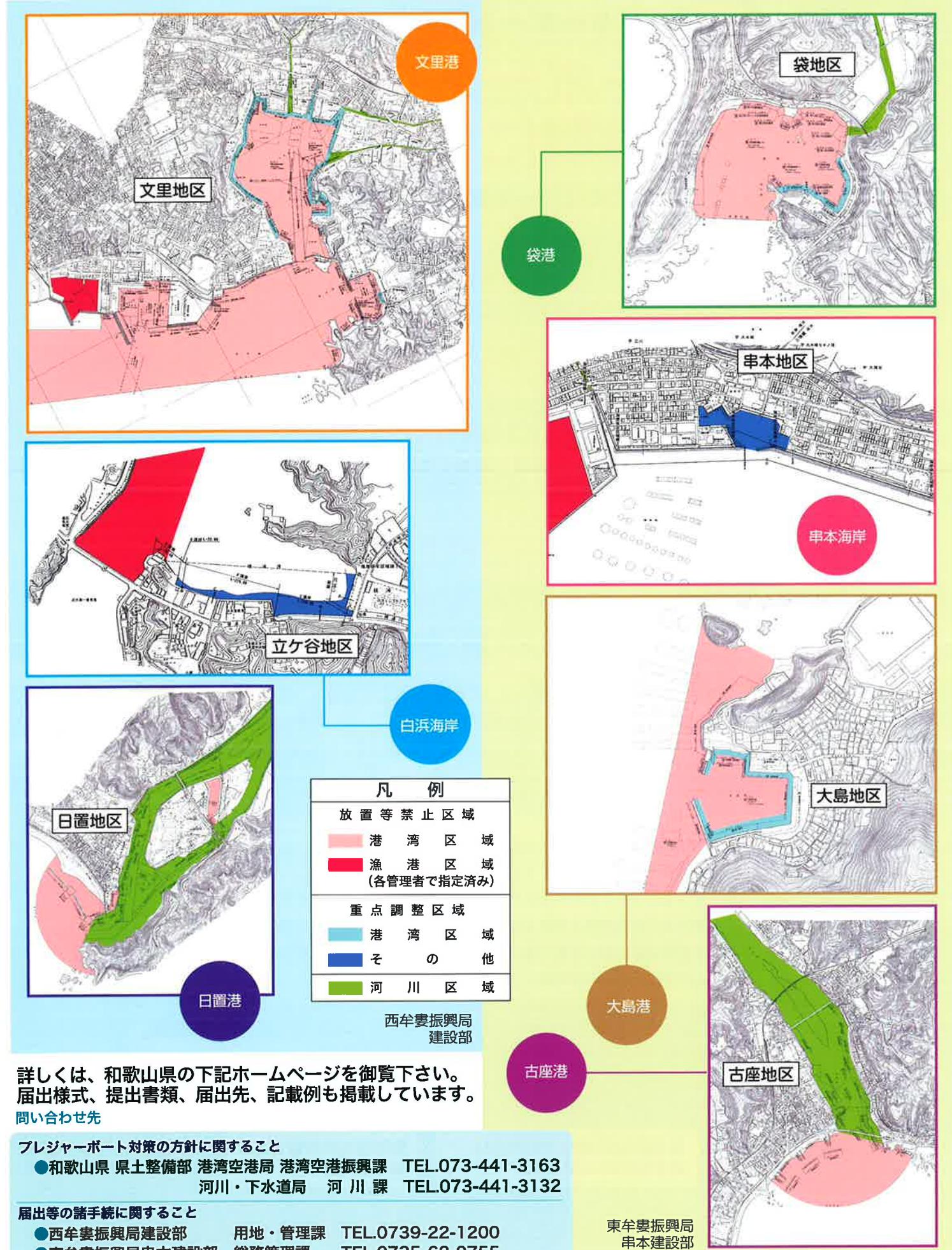
- 係留保管場所の早期確保のため、係留保管施設の整備促進、低利用施設の活用、民間活力の導入等の施策も併せて進めます。

重点調整区域内での届出は
必ず期限内に提出して下さい。

規制区域の指定状況は
裏面を御覧下さい。



放置等禁止区域及び重点調整区域指定図





プレジャーボート所有者の皆様へ

プレジャーボートの係留に係る 規制について

～マリンレジャーの健全な振興に向けて～

- 規制強化による適正保管のため、新宮・東牟婁地域（新宮市～東牟婁郡）の沿岸において係留に関する規制区域を指定します。

1. 「放置等禁止区域」の指定に係る規制（平成22年5月1日から適用）

新宮港、宇久井港、勝浦港、浦神港の公共水域等において、港湾法の規定による放置等禁止区域を指定し、強制撤去等の規制強化を図ります。

なお、指定した区域内でみだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置（許可を受けず船舶を係留保管すること）すると、港湾法により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

2. 「重点調整区域」の指定に係る規制（平成22年5月1日から適用）

プレジャーボート隻数に比べ係留保管場所が不足し、その調整を図る必要がある区域を重点調整区域に指定します。

この区域に係留するプレジャーボートの所有者は、氏名等を届出なければなりません。

届出期間は、平成22年5月1日から平成22年7月31日です。（土・日・祝日除く）

届出を行わず、県の指導等に従わない場合は、所有者の氏名を公表し、所有者が不明のプレジャーボート等については撤去等の措置を行います。

係留保管場所が十分確保された場合は、重点調整区域を解除し、放置等禁止区域に切り替えます。

次の船舶は規制の対象外となります。

- ・国又は地方公共団体の所有する船舶
- ・漁船法第2条第1項に規定する漁船（漁船登録を受けた船舶）
- ・専ら海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- ・専ら港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- ・専ら内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- ・しゅんせつ船その他の作業船

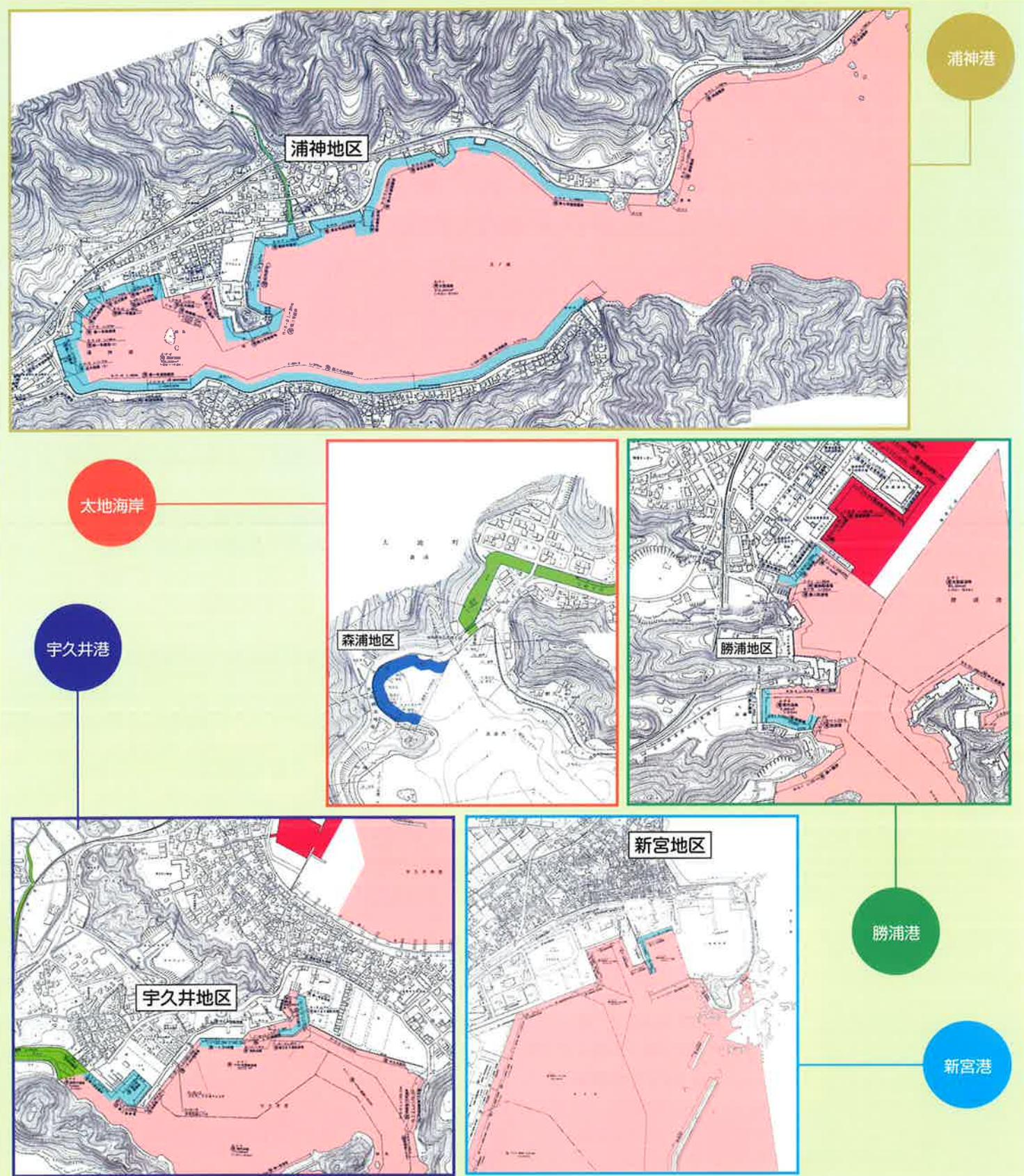
- 係留保管場所の早期確保のため、係留保管施設の整備促進、
低利用施設の活用、民間活力の導入等の施策も併せて進めます。

重点調整区域内での届出は
必ず期限内に提出して下さい。

規制区域の指定状況は
裏面を御覧下さい。



放置等禁止区域及び重点調整区域指定図



詳しくは、和歌山県の下記ホームページを御覧下さい。
届出様式、提出書類、届出先、記載例も掲載しています。

問い合わせ先

プレジャーボート対策の方針に関すること

- 和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 TEL.073-441-3163
河川・下水道局 河川課 TEL.073-441-3132

届出等の諸手続に関するこ

- 東牟婁振興局新宮建設部 用地・管理課 TEL.0735-22-8551

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080500/pleasure/index.html>

凡 例	
放 置 等 禁 止 区 域	
● 港 湾 区 域	
● 漁 港 区 域 (各管理者で指定済み)	
重 点 调 整 区 域	
● 港 湾 区 域	
● そ の 他	
● 河 川 区 域	